

令和4年第9回教育委員会会議

令和4年7月13日

午前 9時30分 開会

1 開会宣言

○廣瀬教育長 定刻となりましたので、ただいまから令和4年第9回教育委員会会議を開会いたします。

会期は本日限りといたします。

本日の会議の欠席者を教育総務課長から報告をお願いします。

○杉本教育総務課長 本日、欠席者はございません。

また、後ほど、協議事項、幼児教育センターについての説明者といたしまして、田中保育幼稚園課長、渡部こども施設再編推進室の室長が出席となります。

御案内いたします。

○廣瀬教育長 傍聴者はお見えですか。

○池端教育総務課主幹 本日の傍聴者はありません。

2 会議録の承認

○廣瀬教育長 それでは、会議録の承認を確認します。

さきにお渡ししてございます令和4年第5回から第7回までの会議録について、何かございますでしょうか。

特にないようですので、承認といたします。

3 会議録署名者の決定

○廣瀬教育長 それでは、会議録署名者の決定に移ります。

お諮りいたします。本委員会の会議録署名者として、伊藤委員と鈴木委員とでお願いしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○廣瀬教育長 御異議ないようですから、提案どおり決定をいたします。

4 議事

○廣瀬教育長 これより議事に入ります。

本日の議事は、請願1件、協議事項1件、報告事項2件ですが、協議事項、幼児教育センターについては、今後、市議会等で審議、検討される事項であるため、非公開で審議する必要がありますと考えます。委員の皆さん、異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○廣瀬教育長 御異議がないようですから、後ほど非公開にて審議をいたします。

(1) 請願

請願第3号 生徒に強制入部を行わないことの確認を求める請願について

○廣瀬教育長 それでは、まず、請願について審議をいたします。

この請願については、令和4年5月16日付で、生徒に強制入部を行わないことの確認を求める請願書の提出を受けたことから、四日市市教育委員会会議規則第7条第2項に基づき、本日、審査を行うものです。

請願第3号、生徒に強制入部を行わないことの確認を求める請願についての説明をお願いいたします。

○前田指導課長 指導課長、前田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

資料3ページからがこの請願の内容となっております。

まず初めに、この請願内容の要旨と理由ということについて御説明申し上げます。資料、22分の5ページを御覧ください。

まず、請願の要旨を読み上げます。

貴教育委員会管内の学校に在籍する生徒に対して部活動への入部の強制がないように、各学校長に確認を行うことを求めます。

日本国憲法第16条及び請願法に基づき請願いたします。

2番の請願の理由につきましては、要約してお伝えしたいと思います。

まず、学習指導要領におきまして、部活動は教育課程外の学校教育活動であり、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであるとされています。部活動の意義や地域等からの要請が大ききものであったとしても、生徒たちを部活動に強制的に入部させていいことにはならないということ。

また、令和4年3月には、三重県教育委員会定例会において、生徒の部活動等への参加の在り方の見直しを求める請願書が採択され、県立高校において任意入部を徹底すること

についての意向が示されたということ、また、日本中学校体育連盟、中体連が、地域スポーツ団体等の中学生の全国中学校体育大会への参加を承認することを発表していることから、強制入部があれば生徒が不利益を受けることにもつながりかねないということ。よって、現在、部活動の強制入部を行っている、いないにかかわらず、部活動への強制入部がないように教育委員会として各学校長に確認を行うことを求めるというのが、この請願の要旨でございます。

6 ページ、7 ページを御覧いただきますと、こちらは請願者より出されました資料ですので、御覧おきください。

続いて、8 ページに移っていただきまして、本市の管理状況等について御説明申し上げます。

まず、1 番の部活動の位置づけと意義についてというところでございますが、ここにつきましては、請願にもありましたとおり、学校の教育活動は学習指導要領に示された教育課程と呼ばれる内容と学校が計画する教育課程外の内容で構成されてございます。その中で、部活動の位置づけは教育課程外とされていますが、学校の教育活動の一環として、教育課程との関連が図られるよう、下にありますように、中学校の学習指導要領に示されております。

では、2 番のところ、一覧表になってございますが、本市の中学校部活動の加入状況について御報告申し上げます。

全22校あるうちで、運動部活動が205、文化部の活動が60、合わせて265の部活動がございます。その中で、全7,542人のうち、運動部または文化部に所属している者が6,986人、全体の92.6%となります。

また、校外活動部、設置外活動部などに所属している者が499人、非加入者の57人と合わせまして556人、全体の7.4%がその状況であるということになっております。

3 番に行きまして、本市の現状及び今後の方向性というところを御説明申し上げます。

本市の中学校におきましては加入を原則としております。その中で、個人の活動がある場合には、校外活動部などとして、特に特定の部活動に所属せずに活動を行うことが可能というふうになっております。そのため、今後、中体連が地域のスポーツ団体での参加を承認しても生徒が不利益を被ることはないと考えております。

さらに、本市におきましては、令和2年度より、部活動在り方検討会において、今後、活動の地域移行に向け、子どもたちが様々な機会ですポーツや文化、科学等に親しむ機会

を確保するため、地域の受皿の確保を含めた部活動全体の在り方を検討してございます。

今後も、時間をかけて部活動の在り方全体を検討する中で、部活動への加入の在り方も含め、さらに検討を重ねてまいる必要があると考えております。

資料についての説明は以上でございます。

○**廣瀬教育長** ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等、よろしく申し上げます。

○**数馬委員** 今の御説明で、人数も出していただいているととても分かりやすいんですが、現状は、加入を原則としているという理解の仕方によろしいですか。

○**前田指導課長** 令和4年5月の状況では、市内全ての中学校において、原則、全員が加入するとしております。しかし、原則全員加入ではあるものの、個人の活動がある場合は入部しなくてもよいとしておりますので、四日市市内の全中学校が放課後の個人活動を認めているという状況でございます。

○**数馬委員** 今の御説明だと、原則は全員加入ということにはならないように思うんですけど、どうして原則として全員加入というのを上げていらっしゃるんですか。

○**前田指導課長** 原則全員加入というところでは、今申し上げましたとおり、個人の活動については、そちらも優先できるようにということで各学校で規定を定めてございます。ただ、原則全員加入とする理由としましては、部活動が学校教育活動の一環として、人間関係を構築したり、仲間と共に目標に向かってやり遂げる機会にするため、特に理由がない場合、原則加入というふうに進めておる状況でございます。

○**数馬委員** じゃ、特に理由がない場合というのがつくということで考えればいいわけですよ。子どもたちに特に理由がない場合は、原則としてというふうに続けばいいということですね。

○**前田指導課長** そうでございます。

○**数馬委員** ありがとうございます。

○**廣瀬教育長** 地域の活動とかをされていないお子さんについては、学校で部活動をしたらということは、学校としては声かけして促しているという現状でございます。

ほか、御質問、よろしいでしょうか。

○**豊田委員** ただいまの説明をいただいた中に、指導要領の中にいろいろ教育課程との関連とかということで、この辺りが難しいのかなとは思いますが、国としてはどういうふうな、方向とか指針とかを出されているものがあるんですか。

○**前田指導課長** 国の見解等につきましては、文部科学省、スポーツ庁が、運動部活動の

在り方に関する総合的なガイドラインでQ&Aについて見解を示しているところがございます。部活動は生徒全員が参加しないといけないのですかというQに対しまして、その答えとしまして、中学校、高等学校の学習指導要領の総則においては、部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるとあるように、同校の生徒の自主的、自発的な参加により行われるものです。こうした学習指導要領の趣旨を踏まえ、各学校においては、生徒の自主性を尊重し、部活動への参加を強いることがないよう留意しなければなりませんと返答しております。

○廣瀬教育長 ほか、いかがでしょうか。

○鈴木委員 原則全員加入に関連するんですけれども、請願の理由の中に、中体連が地域スポーツ団体等の全国中学校体育大会ですか、これに参加を承認することを発表しているので、強制入部があれば生徒が不利益を受けることにもつながりかねないとありましたが、原則全員加入になっていることで、その学校にない部活の試合に出たい場合に、生徒が何らかの不利益を受けるということはあるのでしょうか。

○前田指導課長 現在、本市全ての中学校では、学校にない部活動での活動を認めています。この請願の懸念としましては、自分の学校に希望する部活動がない場合、不利益を受けるという御心配かと思うんですが、全国中学校体育大会への参加につきましては、中体連が、地域スポーツ団体等で活動している中学生の参加を承認していくということがございます。そのことから、原則全員加入制であっても、生徒が地域スポーツ団体等で活動している競技での参加は可能となります。そのため、生徒が何らかの不利益を受けることはないという考えでございます。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○廣瀬教育長 ほか、よろしいですか。

○伊藤委員 今、指導課長から、四日市市の部活動に生徒たちが加入している状況であるとか、国の部活動に対する考え方の説明をしていただいておりますけれども、四日市市では、先ほど言われるように、原則全員加入としてはいるものの、個人での活動も認められておるわけですね。請願の懸念する中体連への参加にも不利益はないものというふうには考えられているということです。その辺り、分かったんですけれども、そもそも四日市市の現状は、請願で言われるような強制入部というものに当たるのでしょうか。この点の考えを聞かせてください。

○前田指導課長 なかなか判断が難しいところだなというふうにも感じているところでご

ざいます。伊藤委員からおっしゃっていただきましたように、個人での活動や非加入も可能というふうに行っていることから、強制入部とまでは言えないというふうに考えております。ただ、部活動への加入が原則であるというふうに行っていることから、何かほかにやりたいではなく、何も特にやりたいものがないという場合にも何らか入ることになりますので、現状では任意加入であると言える状況ではないというふうに考えておまして、このところはどっちかはっきりしないものではあるという状況でございます。

○伊藤委員 入らない場合は、というか、なかなかここというのがない場合は、十分相談もしていただいているということですね。

○前田指導課長 さようでございます。

○岡本教育総務課課付主幹 会議の途中ですが、記者の方1名、傍聴が入りましたので、御報告申し上げます。

○廣瀬教育長 傍聴者がお見えになるということですので、御理解よろしくお願いたします。

ほかによろしいですか。

○豊田委員 そうしますと、今ちょっとお聞かせいただいている、強制加入とまでは言えないけど、任意加入とも言えないという状況ということで今進んでいるというふうに理解をしたんですけども、先ほどもお答えいただいた、国が生徒の自主性とかを尊重して部活動を考えなさいというようなことを言われると、原則加入とかというところの今の現状というのが、なかなか合わないというか、難しいところがあるのかなと思うんですけど、この先、市としてどういうふうにも、任意加入とか、強制では今ないのであれですけど、方向性としてどういうふうにお考えなのかなというのを教えてください。

○前田指導課長 今、豊田委員から御指摘いただきましたように、国の方針におきましても、部活動への参加を強いることのないようという見解が示されてございます。国の見解を踏まえまして、本市におきましても、子どもたちが自ら選択し、自らの可能性を伸ばしていくことができるよう、部活動の今後の在り方とともに任意加入制についても検討してまいりたいと考えてございます。

○鈴木委員 請願で求めている確認は、今後どうなっていくのかというところが懸念されるんですけども、部活動の任意加入については、部活動の今後の在り方とともに検討していくという方向性は分かりました。

そうすると、請願が求めている強制入部がないようにとの各学校長への確認とか、即座

に行くということはちょっと難しいように思うんですが、その辺りはどう考えていらっしゃるんですか。

○前田指導課長 今御指摘いただきましたように、任意加入については今後検討していくところではあるものの、学校現場との調整も必要になってきます。ここは丁寧に行っていかななくてはいけないというふうに考えてございます。そのことから、今すぐに強制入部がないように各学校長への確認を行っていくということまでは考えておりません。

ただ、いずれは生徒が自主的、自発的に部活動に参加できるように、強制入部がないことの確認を各学校長へ行っていきたいとは考えてございます。

○伊藤委員 請願の求める確認については、今後、在り方検討も進むということですので、今すぐには行わないものの、いずれは行っていくということですね。

○前田指導課長 はい。

○伊藤委員 本市の部活動が、いわゆる学習指導要領に示されていますように、自主的であり自発的であるという、こういう活動をしていくということが、今後一層よく行われますように、そしてまた、在り方検討会が今現在進行形というか、進められているということですので、よりよい部活動を目指して、生徒たちが生きがいを持って取り組んで、「生きる力」、「共に生きる力」を育んでいけるように、ぜひとも検討をよろしくお願ひしたいと思うんです。

○廣瀬教育長 ほか、いかがでしょうか。

○数馬委員 直接にこの請願に対することにはならないんですけど、やはり部活動があるというのは子どもたちの場づくりになるので、私は、本人たちが自発的に、先ほど伊藤委員の言われたように、参加したいというような状況をつくっていくことを促していくことが教育委員会としての仕事なのかなというふうに思いながら、感想ですが。ぜひ場づくりとして考えていくということでは大賛成なので、子どもたちが部活動、スポーツに限らず文化部でもあると、よりよい、輝く子どもたちになっていくというふうに思います。

○廣瀬教育長 意見としていただきたいと思います。

○伊藤委員 今、部活動の在り方検討会が進められている、検討が進められているということなんですけれども、今、部活動がいわゆる改革時期になって、これも大きなポイントになる時期でもありますので、それを、ぜひ検討を受けて対応するための予算であるとか、人的な環境整備であるとか、地域の連携の強化でありますとか、必要な整備を早急に進めていく必要が今後出てくると思いますけれども、これ、ぜひそういうふうなことも努めて

やって、子どもたちの部活動が本当にいい形で進められるようにしていくことが大切かなと思っています。

○前田指導課長 ありがとうございます。おっしゃるように、生徒の場づくりというところでも考えていくというところですが、やはり、ここに地域スポーツ等の連携等も不可欠になってくるというふうに考えております。スポーツ課等とか、それから、各競技団体、スポーツ協会等も連携しまして、今後の進め方について考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○数馬委員 流れとして、働き方改革に絡めて、地域の方を部活動の指導者としてという話が四日市では既に出ているじゃないですか。だから、割と方向性はもうそちらの方に向かっていく感じがあるので、ぜひ、地域を含めての場づくりをよろしくお願いいたします。

○前田指導課長 ありがとうございます。

○廣瀬教育長 スポーツ庁からは令和7年度末を目途に、まずは土日の部活の地域移行を進めるよう言われております。四日市市教育委員会としても、その時期までに何らかの手だては打っていきたいと考えているので、今、スポーツクラブとの連携や部活指導員の学校への配置等を進めていく。それに加えて、先ほど指導課長が申し上げたように、地域の協議団体さんとも、今後、スポーツ協会を通してどんな連携の在り方をするのかというのは、スポーツ課とスポーツ協会、教育委員会と検討を進めていきたいと考えています。なかなか、様々な問題が発生するとは思いますが、子どもたちの活動の場がなくならないようにはしたいというふうに思っています。

まだスポーツ庁や文化庁も、どんなふうな支援の予算をつけるのかは未定ですが、その辺りの国の動向も見据えて進めていきたいとは思っています。県内では四日市が先に取り組んでいるような状況ですし、県の教育長会議でも、四日市だけ令和8年に土日部活動がなくなったと言わんようにしてくださいよとお願いしていますので、県としても、整理する時期というのは統一して進めていきたいというようなお願いをしながらも、しっかりと進めていきたいと思っています。

ほかによろしいですか。

請願の内容に戻っていきたいと思いますが、委員の皆様からいただいた御意見と事務局の整理を踏まえると、部活動への入部の強制がないように、任意加入にしていくという方向性については、国の方向性や本市の方向性として全く違うものではないというふうに考えています。ただ、今後、令和7年度末を目途に、部活動の全体の在り方、こういったも

のも検討は進めていくことは必要ですので、そのためには現場との調整も要することになります。そういった点から、請願が求めている部活動への入部の強制がないように、そして、それを各校長にすぐさま確認を行うというということについては、採択することは難しいのではないかと考えるところです。

よって、本請願の四日市市教育委員会管内の学校に在籍する生徒に対して、部活動への入部の強制がないように、各校長に確認を行うことについては不採択という形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**廣瀬教育長** 特に御異議ないようですので、請願の要旨に対しては、任意加入の方向性は異議ないものの、請願の要旨の文言そのものについては採択できないということで、不採択といたします。

(2) 報告

1 旧笹川西小学校の校舎解体工事について

○**廣瀬教育長** それでは、続いて、報告事項の旧笹川西小学校の校舎解体工事についての説明をお願いいたします。

○**内田教育施設課長** 教育施設課長の内田です。よろしくお願いいたします。

資料、引き続き、22分の9ページを御覧ください。

新聞等においても報道されておりますが、旧笹川西小学校の校舎解体工事に対する住民訴訟について御報告させていただきます。

まず1番目になりますが、まず、経過としまして、こちらにもございますが、令和4年3月22日に住民監査請求がございました。旧笹川西小学校の解体に関して、解体の意思決定プロセスの不明確な財産の処分、解体ですね、及びそれに係る旧笹川西小学校の解体に関する契約は、違法または不当であり、決定プロセスを明らかにするとともに、公金の支出を差し止め、この契約を解除し、財産の処分、解体を差し止めることを理由に住民監査請求が出されました。

4月22日及び5月9日に監査が実施されまして、市長部局に加え、教育委員会からもこれに弁明をさせていただきました。そして、5月13日には、監査請求に対しまして、一部棄却、一部却下するという通知が行われました。

内容については、解体工事の請負業者に対して、前払い金を支出した点についての監査

請求は不適法であり却下、それ以外の措置請求は、旧笹川西小学校の解体の決定及びこれに至る手続に著しく合理性を欠くとは言えず、長の裁量権の逸脱、濫用を認める点はない。また、契約に法令違反は認められないと棄却する内容でございました。

その通知が監査の請求人に通知された後、6月10日、津地方裁判所に住民訴訟がなされまして、実際の訴状が6月24日に教育委員会に届いた状況でございます。

2番目の請求の要旨についてですが、被告は四日市市長になるのですが、被告は、旧笹川西小学校の解体工事を執行してはならない。2番目、被告は、上記旧笹川西小学校の解体工事に係る工事代金、令和3年7月30日に支出された1億2,815万円を除く、これは前金になりますが、前金を除く残りの分を支出してはならない。

3番目。被告、市長森智広に対し1億2,815万円及びこれに対する令和3年7月30日から支払い済みまでの年3分の割合による金員を請求せよ。これら訴訟費用は被告の負担とするというふうになっております。

下にありますが、この理由といたしまして、市長部局において、旧笹川西小学校の校舎の解体の意思決定過程に重大な手続の瑕疵があり、本件の工事は違法であるといった理由によりまして訴訟がなされました。

現在、教育委員会としましては、市長部局と共に顧問弁護士と相談させていただきまして、令和4年8月25日の答弁書の提出期限に向けて答弁書の作成準備をしているところでございます。

なお、下にもありますが、第1回の口頭弁論は令和4年9月8日となっております。

こういった形で訴状が出されたことで、今回、御報告を申し上げたいと思います。

以上でございます。

○**廣瀬教育長** ただいまの報告につきまして、何かございますでしょうか。

○**豊田委員** 訴訟についての御報告、ありがとうございました。そこは理解ができましたけれども、旧笹川西小学校の解体工事そのものは、今後、どうなっていくことになるのでしょうか。

○**内田教育施設課長** 教育施設課長、内田でございます。

市長の定例記者会見でも市長がお話しさせてもらいましたが、この監査結果を受けまして、解体に向けて進めてまいりたいと思っております。

○**廣瀬教育長** ほか、よろしいですか。

○**伊藤委員** 質問なんですけど、監査請求に対しての一部棄却、一部却下という通知があ

るんですけれども、この辺りの内容をもう少し具体的に教えていただけたら。

○内田教育施設課長 監査請求の内容の結果の中を御説明させていただきます。

一部却下というところは、令和3年7月30日に解体工事の請負業者に対して前払い金を支出した点については、監査請求は不適法であり、却下という内容になっております。前金を支出したことについては却下ということになっております。

一部棄却の内容については、それ以外の内容でございますが、旧笹川西小学校の解体の意思決定の経緯とか、地元住民に対する説明とか、解体の意思決定のプロセスについて監査請求が出されたわけなんですけど、それぞれ、旧笹川西小学校の解体の意思決定の経緯、市として、市議会において解体工事の設計や再編計画の検討に必要な予算議案も可決され、その後完成した再編計画の案についての市議会の説明時、また、解体工事の予算議案の可決時のいずれにおいても、校舎の解体について反対意見等はなかったことが認められると。

基本方針、これは令和元年11月に制定されましたけれども、四日市市公共施設マネジメントに関する基本方針、この基本方針に基づき、校舎の解体を決定する上でも地元住民等の要望に市としてどのように適切に応えるべきかを検討して判断しており、その要望を考慮しても基本方針の原則である施設の除却を選択しない特段の事情があったとは言えないと判断されております。

地元住民に対する説明にも、新型コロナウイルス感染症の影響によって延期を余儀なくされることもありながら計8回実施しており、住民からの質問に対しても、自治会の組回覧を活用しながら回答を行ってきたことが認められております。

請求人が特に懸念している笹川地区内の避難所の確保についても、代替施設を利用して現在の収容人数を確保する計画としている旨、回答しております。

また、解体の意思決定のプロセスについては、予算案に至るまでは対内的な検討であり、必ずしも決裁文書として存在するとは限らず、当該意思決定は、基本方針に基づき、地元住民等の意向も考慮して議論を重ね、組織的に判断をして市議会の承認を得ているのであるから、不法または不当であるとまでは言えないと。

以上のことから、旧笹川西小学校の解体の決定及びこれに至る手続に著しく合理性を欠くとは言えず、長の裁量権の逸脱、濫用を認めるべきではないということと、契約にも法令違反はないということで、このたびの請求では棄却という判断をいただいております。

以上でございます。

○伊藤委員 説明ありがとうございます。政策を決定していく過程で、適切に文書も管理していくということについては、私たち教育委員会としても、やはり、今後努めていかなきゃならない、強化していく必要もあるというふうに感じさせていただきました。

また、住民がより理解できるようにいろんな段階で説明するという事は、いろんな状況が今回もあったとは思いますが、これも大事ななということを感じさせていただきました。これは感想ですけれども。

○廣瀬教育長 ありがとうございます。私たちも教育委員会として行政の仕事を進めていく中においては、市民に対して十分説明責任を果たせるよう、そして、意思決定の過程、政策決定の過程としては決裁文書を残していくということは仕事としてしっかりやっていきたいと思っておりますので、ここで確認をしていきたいと思っております。

ほか、いかがでしょうか。

では、この項を終わりたいと思っております。

2 令和4年6月定例会月議会の報告について

○廣瀬教育長 続きまして、報告事項、令和4年6月定例会月議会の報告について説明をお願いいたします。

○磯村副教育長 では、資料、22分の10ページから御覧ください。

6月定例会月議会での対応状況について、私から御報告をさせていただきます。

まず、一般質問です。

1つ目が、新風創志会の諸岡議員より御質問をいただきました。

教員の不祥事、体罰やセクハラに係る実態調査の方法、インターネット上の相談窓口について、不祥事ゼロ宣言についてというこの3点について提案をいただきました。

これに対しまして、現在実施している、年1回の紙での調査に加えまして、タブレットを活用した調査の導入を検討しており、設問につきましても、児童生徒が伝えやすくなるよう検討をするということ、また、相談窓口につきましても、本年度導入しましたSNS相談アプリを活用していくこと、そして、3つ目、不祥事をなくしていくことにつきましては、教員への研修などの取組を増強して不祥事ゼロに向けて取り組む旨を答弁いたしました。

次に、フューチャー四日市の加納議員より御質問をいただいております。

運動部活動の地域移行に関して、スポーツ庁の示すスケジュールに間に合うのか、また、

どのように取り組んでいくのか、地域移行後も部活動指導を続けたい教員への対応について質問がありました。

さらに、中学校に防災部をつくってはどうかとの御提案もありました。

これに対しまして、現在実施している部活動サポート事業だけでは地域移行は難しく、総合型スポーツクラブや各種競技団体と連携をした取組が必要であるため、市のスポーツ課とも連携して進めていくこと、地域移行後も部活指導を望む教員に対しては、兼職兼業などの環境整備を進めていくことを答弁いたしました。

防災部については、部活動の地域移行に伴いまして、生徒の放課後の活動の幅が広がることが考えられますことから、防災分野の地域活動への参画をコミュニティスクールの仕組みも活用しながら進めていく旨答弁をさせていただきました。

では、22分の11ページを御覧ください。

次に、市民eyesの土井議員からは、中心市街地拠点施設整備における図書館について、商業施設などと複合的に整備することに伴って、本来、図書館が提供すべきサービスに支障があるのではないかと、市民が誇れる図書館となるのかといった質問をいただきました。

これに対して、新図書館に関しましては、現在進められております近鉄グループとの協議にも図書館が参画しているため、図書館が担うべき機能やサービスが提供できる空間づくりはできていること。それに加えて、立地として、公共交通機関の乗換え地点であることや複合施設の一部となることから、新たな利用者も見込めるという利点もあること、整備計画の基本理念と重点方針に基づく取組を進めていくので、市民が誇れる図書館となると考えているという旨を答弁させていただきました。

次に、政友クラブの伊藤議員からは、男性用トイレにサンタリーボックスの設置をしてはという提案をいただきました。

これに対しましては、市のほかの施設と同様に、小中学校の男性用職員トイレですとか、博物館、図書館の男性用トイレに設置を進めますということで答弁をさせていただきました。

次の22分の12ページを御覧ください。

政友クラブの笹井議員からは、第4次学校教育ビジョンの内容、特に、基本目標1から3について御説明を求められまして、その中で、キャリア教育、働き方改革の取組について質問をいただきました。これに対しましては、ビジョンの内容について、特に1から3

について説明を一通りさせていただき、特にキャリア教育と働き方改革という点につきまして、具体的な例も挙げまして取組を説明させていただいたところです。

次に、22分の13ページを御覧ください。

政友クラブの荻須議員からは、電子図書館の導入時期と朝明中学校の通学路について質問がありました。加えて、朝明中学校の通学路に新たな橋を架けることについての御提案がありました。

これに対しまして、電子図書館の件につきましては、今後十分に情報収集をしまして、規模や内容、導入時期など、慎重に検討してまいりますということで答弁をさせていただきました。

朝明中学校の通学路につきましては、今年度の4月に新たなルートに変更したところでありまして、従来より安全性は高まったと考えています。今後も、安全指導や見守り、通学路の点検などの安全確保に努めるという旨、御答弁をさせていただきました。

そして、新たな橋を架けてはどうかということにつきましては、橋を架けることにより一部の危険箇所を避けることができましても、そのことにより通学路を変更することになりまして、また新たな交通安全上の課題が生じるということも考えられますので、現時点におきましては、今の通学路で安全指導や安全確保に努めてまいりたいという旨、答弁をさせていただきました。

次に、22分の14ページを御覧ください。

こちらは、教育民生常任委員会での対応について報告をさせていただきます。

まず、高花平小学校の改築工事の契約に係る議案につきましては、入札の評価方式ですとか応札者が少ないことについて質問をいただきました。

評価につきましては、その場で評価の資料も配付させていただいた上で、評価のポイントについて御説明をさせていただきました。

応札者が少ないという御指摘に対しましては、今後も、調達契約課とも連携して、より多くの応札があるよう研究していく旨お答えをさせていただきまして、この議案というのは合計3件ございましたが、契約議案につきましては可決をさせていただきました。

次に、22分の15ページを御覧ください。

こちらは教員用タブレットの取得についてということで、動産の取得についての議案でございます。

こちらにも応札業者が少なかったことに対して御指摘を頂戴しております。これについて

は、メーカーを特に指定することはなく、納期についても、本来ならば2学期の初めから配備したいところ、昨今の品薄状態も勘案しまして9月末に延ばしたことなど、できるだけたくさんの業者さんに応札をしてもらえるような工夫をしたことを説明させていただきました。今後、今後もさらに研究をしていきますということで回答させていただきました。

その結果、この議案につきましても可決となりましたところでは。

御報告は以上でございます。

○**廣瀬教育長** ただいまの令和4年6月定例会議の報告について、何か御質疑等ありましたら。

○**伊藤委員** 幾つか教えていただきたいところがあって、まずは、22分の10ページですけれども、諸岡議員の質問なんですけれども、いわゆるタブレットを使った不祥事、体罰やセクハラに係る実態調査ということなんですけど、確かに、年に1回、紙でやっているということが今も続いているんだなと思っておりますが、今、これを活用した調査の導入を検討しているということなんですけれども、これは回数とか、設問についてはそれに応じて検討されているということなんですけれども、その辺りは今後どうしていくかというところ、何らかの考えがありましたらまた教えていただけたらと思います。

それから、その下のSNS相談アプリですけれども、今年度、新規でこのアプリを入れてし始めた状況があると思うんですが、今、1学期が進んでいく中で、このアプリの利用状況を教えていただけたらと思います。

まずそれをお願いします。

○**廣瀬教育長** まずその2点。タブレットを活用した調査の導入について。

○**稲垣学校教育課長** これまでは、紙を使っての体罰調査、昨年度からスクールセクハラに関しての調査も併せてやってきました。訴えた本人への対応が求められることから、これは継続していきたいこととございます。

タブレットの活用に関しては、今、検討中ですが、即時性のメリットに秘密性も確保し、その方法、設問の文言についても、より具体の様子を示し、今まで、体罰やセクハラとして自覚なく行われてきたことも、できるだけ詳しく調査ができるよう検討をすすめてまいります。

○**伊藤委員** 今検討中ということで、今後またよろしくお願ひしたいと思ひます。いわゆる調査をしたとしても、その後のフォローとか関わりとか、これを丁寧に行っていないと、余計不信感が高まるということも出てきますので、その点、併せて、調査を通じて取

組を進めるといふところを大事にしていけたらなというふうに思います。

○廣瀬教育長 SNS相談アプリについて。

○前田指導課長 指導課、前田でございます。

SNS相談アプリ、STANDBYについてですが、今、ちょうど、1学期の間に児童生徒が使用できるようにというふうなことで、使い方の説明等を行っているところです。できるところは、業者によるいじめに対応する授業をして、それと併せて、この使い方ができるよというふうなことで、STANDBYの御説明を行っているところですが、だんだんと使用できる児童生徒が増えて、1学期末までには小学校5年生から中学3年生までの児童生徒が使えるようになる状態ですが、なので、今、途中の段階ではございますが、思った以上に子どもたちが使用しているという印象でございます。

内容につきまして、ここで教員の体罰等についてということではございますが、友達との関係、例えばいじめであったりとか、友達との関係について、また、家での悩みとか、自分自身のことについてとか、将来についての考えだとか、いろんなことについての内容で相談が上がっている状態ですので、子どもたちにとっては、今までになかったSNSを使ったというところで、新たなツールとしていい機会になったのではないかなというふうに印象として感じているところでございます。

○廣瀬教育長 よろしいですか。

○豊田委員 関連してなんですけれども、今まで、紙ベースでしていた体罰、セクハラの調査に関して、私、存じ上げないので教えていただきたいんですけど、紙ベースで調査をしているとき、調査をするのは担任の先生がされるということなのか。担任の先生が見て、それは、教員の中での共有のシステムというのはあったわけなんですか。校長が見るのか。

○稲垣学校教育課長 体罰調査につきましては、児童生徒全員が対象です。一旦持ち帰らせて、保護者とともに記入してもらいます。それを古封筒のようなものに入れて提出をする。そして、管理職が確認をした上で、場合によっては管理職が対応する事案もあります。いずれにせよ、調査に上がったものは適切に対応していきたいと考えます。

○豊田委員 だから、記名ではあるけれども、担任の先生がまず見るということはないということは、子どもたちも親御さんも保障されている。今度、タブレットでそれをするときには、それを見るシステムをどういうふう構築されるのかなというのが。権限で、例えば、管理職が見る権限だけでというような形になっていくということなんですかね。

○稲垣学校教育課長 タブレットでの調査など、新たな方法をやろうとするときに、まず

は、子どもの安心感の担保、セキュリティー、被害をより伝えやすくする工夫。これらを十分に考えていかなきゃいけませんので、そのことを踏まえ、権限の与え方についても検討中でございます。

○豊田委員 ありがとうございます。

それから、SNSのアプリのことなんですけど、これ、匿名なので相談しやすいというふうなことは想像できるし、そのために作られたシステムだと思うんですけど、例えば、それは、書き込むと、見て、反応してくれて、子どもにフィードバックがあるというふうなことなんですよね。そうしたときに、同じような書き込みというか、事例が続くようなときは、ほかでもというか、もうちょっとマスのところで問題になっている可能性があるかというようなこととか、傾向としてこういうふうな相談が出ているとかという、やっぱり情報共有をして改善のシステムを回していくというところは必要かと思うんですけど、そういうのはどうなっていくんですか。

○前田指導課長 個々の子どもから、おっしゃるように匿名で上がってくるというところでもあります。その内容につきまして、まずは、大体翌日ぐらいには返事ができるというところでは準備を進めているところなんですけど、大体お返ししているところです。

いろいろな問題が似通ってきたという、今のところはないんですが、そういう状況が見えてきた場合に、やはり、こちらも問題によっては対応していく必要がございますので。また、急を要する場合には、相談電話などを紹介してまいりますので、その状況に応じて対応していくように考えてございます。

○豊田委員 ごめんなさい、私、これ、多分説明を既に聞いているんだと思うんですけど、誰が相談に応じているのでしょうか。

○前田指導課長 指導課のいじめ相談電話相談員でございます。

○豊田委員 全く匿名なので、どこの学校から来ているという、そういうことも全く分からない状況で、内容だけ来るということでしょうか。

○前田指導課長 上げてくるものについては匿名で上げるということで、学校名ぐらいは分かりますが、個人名までは特定できるものではございません。

○鈴木委員 以前、紙ベースで調査をしていただいたときに、自分の息子ですけど、先生がこういうふうな暴言をしているということで調査の紙を出したら、担任の先生から、対面で、何でこういうことを書いたんというふうにその当時は言われたんですね。それで、その後に教育委員会に私が入らせていただいたので、そのことを改善してほしいというこ

とで、担任の先生でなくて、やっぱり管理職が見ていただいてということで、今、そういうふうなシステムになっていらっしゃるということなので安心したんですけれども。

あと、SNSを使える子はいいんですけど、やっぱり使えない子もいると思うので、やっぱり紙ベースはそのまま残した上でということで調査とかは進めていただけたのかなというふうには思うんですけれども、そこは大丈夫でしょうか。

○稲垣学校教育課長 その辺りは大事にしながら、抜け落ちることのないように注意をしていきます。

そして、やはり、体罰やセクハラに関しては即時性というのが求められるところでございます。そのあたりがタブレットの利用で期待できると考えます。それは、相談アプリの導入についても、同様に効果を期待したいと考えます。

○鈴木委員 タブレットも、先ほど言われたように、先生にまたいでいくんじゃなくて、管理職にまず行ってからという形で進んでいくんですね。

○稲垣学校教育課長 できればそうしたいと思っていますので、調査研究をして進めていかなければいけないところだと思います。

○鈴木委員 先生方も同じタブレットを使ってとなると、共有できる部分がすごく多くなるので、そうなる、やっぱり、子どもたちが相談ということでアプリでやったとしても、先生が見られるような状態だと、ちょっとそれは、先生に対してであれば、ちょっとまずいことかなと思いますので、そこは気を配っていただきたいなというふうに非常に思います。

○廣瀬教育長 ほか、よろしいでしょうか。

○伊藤委員 考えがまだ自分なりにまとまっていないんですけど、加納議員の防災部という提案なんですけれども、考え方が、部としてどうかというところがちょっとまとまらないところで。防災に関して、特に中学生あたりが地域防災に関わるというのは非常に重要な点で、ですので、部活動云々よりは、学校と地域の本当に連携というか、そういう意味で、中学生への教育、指導という意味でもぜひ進めてほしいというのがまず1点です。

ただ、これをどんな形でしていくかということについて、部活動と同等と認めるかどうかよりも、そうなる、その関係なしにしていくのか、それとも、部活動というものと併用、何らかの部に入っておっても、こういう部門、両方入りながらということはあるんですけれども、部に入る入らないで意識が変わってはいかんというのもあって、こういう1つの提案なので、あっても面白いなと思うものの、やはり全体的な災害に対す

る意識であるとか、自分たちの役割というものであるとか、こういったことはずっと引き続いて指導していかなくちゃならないし、時間がたてばたつたで、多少風化していく部分もないのかなというのはちょっと心配するところはあるんですけど、地域もいろんな意味で防災のことが進んできておりますので、そういう情報もキャッチしながら学校も対応したり、教育委員会も対応していかなくちゃならんというふうなことを思います。

以上です。

○前田指導課長 ありがとうございます。防災部ということで、地域と連携した防災についてということについては考え方は全く同じで、大事にしていきたいというふうに考えているところでございます。

その機会や、それから、また、生徒が参加できるように連携を進めて活動をつくっていくというようなことで学校と地域が協力していくということは、今後、より必要になってくるだろうというふうに考えております。今でも、例えば、地域の防災活動等に部活動でまとめてこの日は行きましょうということで参加してもらったりというところもあるんですが、これから、より、先ほどの請願にも関わるんですけども、自主的、自発的というところで、生徒が自ら選んでそのような防災の活動に参加できるようにというところも、より積極的に出られるようにという機会もつくっていったらなというふうなことは考えておりますので、ぜひそういう自由度を上げる中で、その機会として、例えばコミュニティスクール等を活用して、そういう活動の場を保障していく、または紹介していくということも必要だと考えております。

○廣瀬教育長 これまで、中学校は部活動で子どもを抱えてしまって、地域に対していないという現状はありましたけど、今後、休日の地域移行の中で、スポーツの場も大事ですけど、そういった地域活動、この答弁でも答えたんですけど、小学校でたくさんのボランティアに関わっていただくことで、地域になじみがある学校の子たちは、中学生や高校生になると、地域に恩返しをしたいといって、ボランティアに何か参加できるものがあつたらしたいというような話があります。

先日、私学振興で私学の高校さんと話をしていく中でも、ボランティア活動の説明を、子どもたちにいろんな教育の幅を広げるという形で、私学さんも地域との連携というのを考えていらっしゃる学校があつて、ボランティアを募ったら150人ぐらい話を聞きに来たということがあつて、そういうような形で、地域貢献というのは中学生ぐらいになると見えてくるものがあるので、そういった子たちの背中を押すようなことを部活動の地域移

行の期間にコミュニティーと話をしていくといいのかな、そうやって地域のフィールドで活躍できる子も、そういう場をつくっていくということは進めていきたいなというふうには考えております。

○伊藤委員 東日本のときに、やはり中学生の役割というのは非常に大きかったというようなことが経験としてあるんですけども、やっぱり、ポイントだけじゃなくて、日頃の連携の中でそういうふうなものが醸成されていくような防災意識ということは、本当に進めていきたいなと思います。

○廣瀬教育長 ほか、いかがでしょう。よろしいですか。

(3) 協議

1 幼児教育センターについて

○廣瀬教育長 それでは、非公開案件の協議に移ります。

これより、さきにお諮りしました非公開の案件に入ります。傍聴の方はお見えになりませんね。